

「秩父広域市町村圏組合水道事業水道料金統一（改定）案」パブリックコメント結果報告

「秩父広域市町村圏組合水道事業水道料金統一（改定）案」について皆様のご意見を募集したところ、5名の方から25件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見とご要望に対する水道局の考え方については以下のとおりです。多くのご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

1 意見の募集概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 募集期間 | 令和2年4月15日（水）～5月15日（金） 31日間 |
| (2) 意見提出方法 | 持参、郵送、ファックス、電子メール |
| (3) 資料公表方法 | 水道局ホームページ、水道局経営企画課、各事務所、秩父クリーンセンターにて公表 |
| (4) 手続き周知方法 | 秩父地域1市4町の広報紙（令和2年4月号）、水道局ホームページ |

2 意見の募集結果

- | | |
|-----------|---|
| (1) 意見提出者 | 5名
(提出方法別内訳：窓口提出 0名、郵送 1名、FAX 0名、Eメール 4名)
(市町村別内訳：秩父市 1名、横瀬町 1名、皆野町 1名、長瀨町 0名、小鹿野町 2名、秩父地域外 0名) |
| (2) 意見の件数 | 25件 |

○ご意見と水道局の考え方

*内容により意見を分割・付番しています。

No	ご意見	水道局の考え方
1	<p>(1) 値上げを市民に求めるのは筋が違う、その前に、国や県に対して助成を強く要望するべき。</p>	<p>(1) 当組合水道事業は平成28年度の事業統合時より、水道事業の広域化により交付される、生活基盤耐震化等補助金（県補助）を活用し事業を実施しています。この補助制度は、対象事業費の1/3が補助される有利な補助制度であることから、施設の統廃合等の広域化事業、老朽管更新事業等の運営基盤事業の財源としております。この様な制度を活用することにより、住民の皆さまの料金負担の軽減につながるものと考えております。</p> <p>今回の料金統一（改定）については、国や県における制度を活用した上で、住民の皆さまに負担いただく、必要な料金体系について検討をおこなうこととしております。</p>
	<p>(2) 官民連携はやめるべき、民間は儲からなくなったら去ってしまう。</p>	<p>(2) 水道事業は地域住民の皆さんに安心安全な水をお届けする重要事業でございます。当水道局の考える官民連携とは、民間が得意とする、窓口業務や料金賦課徴収業務、施設点検業務等アウトソーシング事業のほか、建設工事における設計施工一括発注方式による技術革新の導入等を想定しており、民間の持つノウハウを活用することでございます。一方で、水道事業の運営、経営等の事業の根幹部分は、水道局が責任をもって実施することを想定しております。</p>
	<p>(3) 合理化を元に施設を削減してしまったら有事の際に水が供給されなくなり、災害時には犠牲者が出る。</p>	<p>(3) 広域化による施設の統廃合は、秩父地域の水道事業を将来に渡り存続させるための方策であることをご理解いただきたいと存じます。また、災害時を考慮し耐震管の整備、配水池の整備、自家発電設備等の施設整備を、広域化により交付される、生活基盤耐震化等補助金（県補助）を活用し進めております。一方で、危機管理対策として、危機管理マニュアルを整備し危機管理体制の強化を図っております。</p>

2	<p>(1) 圏域内での公平性を確保するために、料金統一は必要である。</p>	<p>(1) 公開資料にも記載させていただいた通り、同一事業体の中で複数の料金表を採用していくことは利用者間の不公平を生じる可能性があります。今回の料金統一（改定）は、平成28年の事業統合に続く重要な事業と認識しております。</p>
	<p>(2) 経営審議会の答申通りの改定率を採用した場合、元々の料金体系の差により、地域により急激な値上げが生じてしまいます。その点について配慮し、現行の基準料金体系で統一することは、適切な判断である。</p>	<p>(2) 水道事業として独立採算制のもと答申通りの料金改定を実施した場合、住民生活、地域企業に与える影響が危惧されました。そこで、組合市町の首長からなる理事会は、料金統一を確実に実施することを念頭に今回の統一（改定）案とすることになりました。</p>
	<p>(3) 1市4町の財政圧迫と、急激な料金値上げを回避するために、数年おきに料金値上げを含め検討されることが望ましいと思われる。</p>	<p>(3) 今回の料金統一（改定）案においては、水道料金の急激な値上がりを緩和するための措置として、不足する収入金額であるおよそ18億円を5年間にわたり、構成市町が助成する予定です。ただし、この様な助成金に対しての、国、県からの財政措置はありませんので、市や町の財政を圧迫する要因になります。水道事業は公営企業としての性質上、運営に必要な経費は使用者が負担する料金で賄うことが原則となっております。また、料金は、公正妥当、明確、公平であることが求められています。水道局では今後も広域化基本計画の見直しに合わせ、5年毎の料金見直しを行い、適正な料金についての検討を行ってまいります。</p>
	<p>(4) 統合から5年の、令和3年4月1日からの実施時期については、説明・周知をするうえで十分な期間を設けられていると思う。また、水道局広報紙「ちちぶ広域水道だより」での説明・周知が、丁寧かつ分かりやすく理解につながった。</p>	<p>(4) 住民の皆さまには、できる限り十分な周知期間を設けてまいりたいと存じます。また、水道広報誌「ちちぶ広域水道だより」についてもより一層の内容の充実に務めてまいります。</p>

	<p>(5) 施設の統廃合による更新費用の削減などが行われることは、とても良い取り組みだと思う。</p>	<p>(5) 広域化によるメリットを最大限発揮し、秩父地域における水道事業の継続を実現したいと考えております。また、施設の統廃合等、広域化計画についても、料金見直しと併せ5年毎の見直しを継続してまいります。</p>
	<p>(6) 全国に先駆けた水道事業広域化の取り組みを、課題解決のモデルとして、何らかの形で積極的に全国へ発信していただきたい。</p>	<p>(6) 平成28年度の広域化（事業統合）については、全国的にも先進的な事業として多くのメディア等でも取り上げられました。また、広域化の事例として講演活動等もこれまで約100件行っております。事業統合から今年度で5年が経とうとしておりますが、広域化の成功事例として取り上げられるよう、今後とも取り組みを進めてまいりたいと存じます。</p>
<p>3</p>	<p>(1) 具体的な更新費用の削減額が不明。</p>	<p>(1) 平成27年3月に策定しました「秩父地域水道事業広域化計画」により、水道広域化による効果の算定がされ、施設の統廃合による削減効果は2015年から2065年までの51年間でおおよそ119億円の削減効果が見込まれております。</p>
	<p>(2) 統合以来、50人規模の職員数が変わっていない。統合すれば、職員削減が可能となるとのことだったが、どう説明するのか。また、今後、職員削減を進める分、官民連携の説明の下、これが業務委託に振り替わるのでは、納得できない。</p>	<p>(2) 平成28年度の統合より令和元年度まで、50人の職員体制をとってまいりました。令和2年度からは契約検査課が一般会計に所管変更したことにより、水道局職員は46人に減少しております。また、このうち1名は本年4月より厚生労働省へ研修派遣していることから、実質45名の職員により運営しております。今後も業務量等を見極め職員数の適正化を検討してまいります。</p> <p>また、官民連携に伴う業務委託につきましては、水道事業の効率的な運営を実現する上で今後も検討が必要であると考えますが、人件費の削減効果を上回ることの無いよう見極めてまいります。</p>

	<p>(3) 更新基準を超えた施設の理想的更新を次々に行うようでは、国・県補助金を得たとしても出資金や繰入金減らず、料金値上げが延々と繰り返される。広域水道事業の崩壊が危惧される。供給単価の抑制の説明は、もっと真摯な立場で行うべき。</p>	<p>(3) 当水道局の管路の老朽化を示す、管路経年化率は24.7%となっており、全国平均から見ても大変高い値で、老朽化が進んでいることを意味しています。また、作った水を無駄なく収益に結びつけられているかを判断する、有収率は80%を割り込んでいる状態となっており、皆様のお宅に届く手前で作った水の20%以上が地中に漏れ出している状況です。この状況を放置してしまえば、老朽化は着実に進み、非効率な運営環境となり、料金高騰の要因にもなります。秩父地域の水道事業を将来に渡り存続させるためにも、更新事業に取り組むべきと考えております。</p> <p>現在、国、県より水道事業の広域化に伴う更新事業については手厚い支援がされており、補助金の他、一般会計からの出資金についても、地方交付税による措置がされており、これらの財政支援を有効活用し更新事業を実施することで、将来における供給単価の抑制が叶うものと考えております。</p>
	<p>(4) 県営水道との連携や県内水道の一本化を要望するとしているが、50年先の県内水道の一本化などと、言っているようでは、全く実現性などない。具体的時期を掲げて説明すべきで、夢のような理想論を述べるのなら、書くべきでない。</p>	<p>(4) ご指摘のとおり、50年先(半世紀先)の県内水道一本化は、秩父地域の水道事業にとってはあまりにも長い期間です。今後、期間の短縮、見直しについても要望を行っていくことで、組合理事(首長)間の意見は一致しています。</p>
4	<p>(1) 台風19号で明らかになった、崩落危険区域の中にある別所浄水場は長い目で見た時に、リスクが大きすぎるように思う。</p>	<p>(1) 昨年10月の台風19号は秩父市内において24時間雨量511mmを記録し、時間最大では午後3時からの1時間に46mmという記録的豪雨となりました。この豪雨により別所浄水場内に土砂が流入するという被害をもたらしました。水道局では、令和元年度中に浄水場内の土砂撤去作業を完了し、崩落個所の復旧工事を実施するため調査監視期間を現在設けております。監視期間終了後、崩落個所の復旧工事を進めてまいります。将来においてこのような災害に耐えうる工法の検討、施工を実施してまいりたいと存じます。</p>

<p>(2) ミューズパークに配水池を建設し、小鹿野地区に水を送ることは工事費が多額過ぎる様に思う。</p>	<p>(2) 広域化による施設の統廃合は、秩父地域の水道事業を将来に渡り存続させるための方策であることをご理解いただきたいと思います。ミューズパーク配水池を建設し小鹿野地域へ送水する計画は、将来の更新費用等必要となる経費を比較検討した結果導き出された、経済的な計画でございます。</p>
<p>(3) 荒川上流にニッチツ鉱山があることで水質不安がぬぐえない。</p>	<p>(3) 水道局では、荒川、二瀬ダムを管轄している国土交通省関東地方整備局、浦山ダム、滝沢ダムを管轄している水資源機構、埼玉県との連携により河川の水質管理を継続してまいります。</p> <p>また、水道事業は地域住民の皆さんに安心安全な水をお届けする重要事業でございます。今後も法令に定める基準を十分満たす「清浄」な水を皆さまにお届けできるよう努めてまいります。</p>
<p>(4) 小鹿野町議会において小鹿野浄水場存続決議がなされたこと。</p>	<p>(4) 平成31年3月小鹿野町議会における、小鹿野浄水場存続の議決を受け、小鹿野町長は組合理事会に対し小鹿野浄水場存続の検討を要望しました。そこで組合水道局において更新経費の試算を再度実施したところ、小鹿野浄水場を存続させた場合、廃止した場合とでは、廃止をした場合が16億円の削減効果が見込める結果となりました。小鹿野町長はこの結果を受け、令和元年12月、小鹿野浄水場の廃止の方向性を改めて示しております。</p>
<p>(5) 平成29年3月11日長若3区97%の住民の意思による別紙(小鹿野町長あて「水道事業に関する要望書」)の様に決議して広域水道に要望書が提出されていることは、小鹿野町民の意志でもあることは、署名運動でも明らかです。見直しを強く要望いたします。</p>	<p>(5) 小鹿野町長あてに提出された要望書の件につきましては、回答を控えさせていただきます。</p> <p>水道局としては、将来を見据えた広域化計画に従い業務を進めてまいります。これにより地域全体の住民の皆さまの利益に繋がっていくものと存じます。</p>

5	<p>(1) 水度料金統一（改定）案によってパブリックコメントを求められても、資料が不足しています。</p> <p>意見を出す人は、それなりのバックデータに基づき考えると思います。供給原価の基となる大まかな資料と一緒に添付すべきでしょう。</p>	<p>(1) 水道局としては、できるかぎり多くの方に興味をいただき、多くの意見を頂戴したいという思いで、今回の公開資料を作成しました。公開資料の（資料1）は、現在の地区ごとの供給単価と、答申による改定率、最終的な改定案を、分かりやすく直感的に表現できたものと考えております。</p> <p>いただきましたご意見は、今後の資料作成時の参考にさせていただきたいと存じます。</p>
	<p>(2) 今の情勢はコロナ禍により経済がどうなっていくか先行き見通しが立たない状況です。</p> <p>水道料金統一は、状況を見ながら進めたらどうでしょうか。</p>	<p>(2) 新型コロナウイルス禍による、地域住民、地元企業への経済的影響は大変厳しいものになると思われます。しかし、将来に渡り水道事業を継続させるためには、料金統一（改定）を進めて行く必要もごございます。水道局としては構成市町と共に状況を見極め慎重に対処してまいります。</p> <p>水道局では、新型コロナウイルスによる影響で、水道料金や下水道使用料が一時的に困難になられた方に対し、お支払いの猶予や分割納付のご相談に応じています。構成市町や下水道担当部署と連携し、住民の皆さまに寄り添った対応を行ってまいりたいと存じます。</p>
	<p>(3) 今回のコロナ禍、昨年台風等によりマンパワーの充実が必要な時です。行き過ぎた民営化、アウトソーシングは見直すべきです。ライフラインを支える職員は確保する必要があります。</p>	<p>(3) 官民連携に伴う業務委託につきましては、水道事業の効率的な運営を実現する上で今後も検討が必要であると考えますが、水道事業は地域住民の皆さまに安心安全な水をお届けする極めて重要な役割を担った事業でございます。水道局としてはアウトソーシングにより民間の持つノウハウを活用する一方で、水道事業の運営、経営等の事業の根幹部分は、水道局が責任をもって実施することを想定しております。</p> <p>また、令和2年度において、プロパー職員6名を採用し、水道事業に携わる職員の能力の安定化を進めております。今後も業務量等を見極め職員数の適正化を検討してまいります。</p>

<p>(4) 県補助金活用による効果とありますが、更新費用の増大の内訳見直しも大切です。</p>	<p>(4) 財政面、事業実施による効果等、必要な事業を見極め、施設整備をおこなっていくことが大切であると考えます。昨年より、広域化基本計画について見直し作業を実施しておりますが、今後も5年ごとの見直しを継続してまいります。</p>
<p>(5) 県営水道との連携や県内水道一本化について、県営水道は用水供給事業です。県内水道一本化は誰がどのようにしてイニシアチブをとって進めるのか難しい問題です。</p>	<p>(5) 県内水道一本化については、埼玉県が中心となり進めることが自然な流れであり、今後も計画に沿った働きかけを各市町村に対し行っていただきたいと考えています。また、水道法の改正においても広域化に係る都道府県の裁量が明確に示されていることから今後に期待をしております。</p>
<p>(6) 広域化にしても秩父地域は進みましたが県内の動向はどうなっていますか。</p>	<p>(6) 現在、県内における、秩父地域以外の具体的な水道広域化については、お聞きしておりません。</p> <p>水道局としては、昨年、一昨年と埼玉県生活衛生課主催の県内市町村水道事業を対象にした研修会において、当組合の広域化の事例報告を行っております。このような機会を活用し、我々にできる活動を地道に行ってまいりたいと存じます。</p>
<p>(7) 包括的業務委託は直営堅持の立場で自治体が運営すべきもので反対です。</p> <p>デザインビルド方式の利点・欠点等どう評価されたのでしょうか。一括発注でなく地元業者が入れるように工夫すべきでしょう。</p>	<p>(7) 包括的業務委託に関しては、効率的な事業運営を考慮した場合に必要な手段の一つと考えます。しかしながら、昨年施行され話題となりました、改正水道法において拡充された、施設の運営権を民間事業者に設定する方式につきましては、慎重な対応が必要であると考えます。</p> <p>デザインビルド方式は建設工事の増加に伴い、全国に先駆け試行導入を実施いたしました。地元業者に配慮した条件とさせていただきましたが、本格導入の際には地元業者で構成するような地元型などの条件も再度、検討してまいりたいと考えております。なお、検証結果につきましては、水道局ホームページに掲載する予定ですので、ご確認いただければと存じます。</p>